

# 社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会定年再雇用規程

平成19年 2月 1日

規 程 第 5 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の高年齢者の技術・能力を活用することを目的とし、就業規程第16条及び臨時職員就業規程第14条の規程に基づき、定年退職後、継続して勤務する者及び満60歳を超えて新たに採用した者（以下「嘱託」という。）の身分について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、嘱託に対して適用する。

(希望者の受付)

第3条 再雇用を希望する職員は、「継続雇用（定年再雇用）申請書」（様式3）を事務局長を經由して会長に提出するものとする。

(雇用期間)

第4条 嘱託の雇用手続き及び雇用期間は次のとおりとする。

- (1) 定年後に、引き続き継続して雇用されることを希望する者から社協に対して「継続雇用（定年再雇用）申請書」により申出があった時は、退職の翌日より満75歳に到達した年度の末日まで 希望者 を再雇用することができる。
- (2) 雇用期間は、1年を原則とし、期間満了ごとに更新するものとする。
- (3) 継続雇用契約及び更新契約は、「嘱託職員労働条件通知書兼雇用契約書」により条件明示して行う。
- (4) 75歳に到達した年度の末日以降についても会長が必要と認めた者については、雇用することができる。

(職場及び職種)

第5条 嘱託の勤務区分、職場及び職種は、本人の知識、技能、経験、健康状態及び要員雇用状況等を総合的に勘案して決定する。

(退職)

第6条 嘱託が次の場合に該当するときは退職とし、雇用関係は消滅する。

- (1) 本人が退職を願い出て、社協がみとめたとき。
- (2) 本人の希望により雇用期間契約を更新しないで、雇用期間が満了したとき。
- (3) 健康上の理由で業務に耐えられないとき、この場合には医師の診断書によるものとする。

(4)本人が死亡したとき。

(解雇)

第7条 契約期間中でも就業規程第47条の解雇基準に該当するときは、解雇し、雇用契約を解除することができるものとする。

(勤務区分)

第8条 嘱託に対する勤務形態は次の3区分とする。

① A	勤務時間 —— 原則8時間00分 勤務日数 —— 原則年間カレンダー（就業規程に準ずる） 給 与 —— 月 給
② B	勤務時間 —— 原則5時間30分以内（社会保険未加入可能時間内） 勤務日数 —— 話し合いにより決定 給 与 —— 日給又は月給
③ C	勤務時間 —— 話し合いにより決定 勤務日数 —— 話し合いにより決定 給 与 —— 時間給又は日給

(短時間勤務制度)

第9条 嘱託が体力の低下や健康状態等を理由に短時間勤務制度の利用を希望した場合は、1日の所定労働時間を短縮することができる。

- 2 短時間勤務制度の利用を希望する嘱託は、所定の様式（様式1）により制度開始希望日の1か月前までに申し出なければならない。
- 3 所定労働時間を短縮する時間については、希望する嘱託の健康状態等を考慮し、嘱託と相談した上で1時間から3時間の範囲で会長が決定する。
- 4 短時間勤務制度の終了を希望する職員は、所定の様式（様式2）により制度終了希望日の1か月前までに申し出なければならない。
- 5 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。

(短日数勤務制度)

第10条 嘱託が体力の低下や健康状態等を理由に短日数勤務制度の利用を希望した場合は、所定労働日数を短縮することができる。

- 2 短日数勤務制度の利用を希望する嘱託は、所定の様式（様式1）により制度開始希望日の1か月前までに申し出なければならない。
- 3 所定労働日数を短縮する日数については、希望する嘱託の健康状態等を考慮し、嘱託と相談した上で会長が決定する。

4 短日数勤務制度の終了を希望する職員は、所定の様式（様式2）により制度終了希望日の1か月前までに申し出なければならない。

5 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。

（休日）

第11条 原則として就業規程（年間カレンダー）に準ずる。

（時間外・休日勤務）

第12条 社協は業務の都合により、嘱託と話し合いの上、契約時間を超えて時間外勤務及び休日勤務をさせることができる。

（給与）

第13条 嘱託の業務の必要性、再雇用者の能力技術、健康状態等に応じて決める。ただし、嘱託の給与の基準は満60歳到達時給与の75%未満の範囲内とし、高齢者雇用継続給付金及び在職老齢年金の受給を考慮の上、勤務形態等に基づき個別に雇用契約で決定する。

（昇給）

第14条 嘱託の昇給は原則として行わない。ただし、契約更新時に賃金の変更をすることがある。

（賞与）

第15条 原則として賞与は支給しない。ただし、嘱託の社協への業績及び貢献度により支給することがある。

（有給休暇）

第16条 年次有給休暇の付与並びに実施については、原則として引き続き在職したものとして取り扱う。ただし、再雇用契約の際、勤務条件と合わせ個別に決定する。

（社会保険等の取扱）

第17条 社会保険等の取扱については、原則として加入する。ただし、B区分・C区分勤務者については未加入の場合もある。

附 則

1 この規程に定めのない事項については南魚沼市社会福祉協議会臨時職員就業規程に準ずる。

2 この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第11号）

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第14号）

この規程は令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第6号）

この規程は令和2年11月12日から施行する。

附 則（令和6年規程第3号）

この規程は令和6年4月1日から施行する。